

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社新光コンサルタント（所在地新潟県新潟市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 3月 5日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕 一成 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社新光コンサルタント	新潟県新潟市中央区新光町1-1

2. 指名停止措置期間：平成30年3月5日 ～ 平成30年5月4日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の佐渡事務所長は、新潟県佐渡市が発注した相川地区配水管布設替詳細設計業務委託の指名競争入札に関し、同市職員から当該業務の予定価格の提供を受けたとして、平成30年1月26日に逮捕され、平成30年2月15日に公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第8号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 件	期 間
1～7 略 （公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係わる工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員 9～16 略	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内